

**うらみち健一
二〇二三春号**


= 政治信条 =

政治は人の幸せを調整する仕事。

その為には、まず街を歩いて本当の弱者を知らなければならない。

うらみち健一プロフィール

2019年(平成31年)4月
神奈川県議会議員選挙 三期目当選

【所属委員会】
産業労働常任委員会
【地 域 活 動】
KBBL(日野町)少年野球リーグ顧問

うらみち健一

神奈川県新型コロナウイルス感染症対策

2 2020年1月、新型コロナウイルスの感染が、国内で初めて確認されてから既に3年が経過しています。この間、感染拡大の波が何度も何度も繰り返され、多くの県民のみなさんは不安を感じ、また、生活スタイルの変化に伴う様々なストレスも生じているのではないでしょうか。神奈川県は、感染拡大防止や県民生活の安定に向けて取り組むため、「新型コロナウイルス感染症対策本部」を立ち上げ、2020年3月に初会議を開催してから、対策本部会議は70回を数えています。これまでの対策会議では、国の「緊急事態宣言」に対する県の対応や、「まん延防止等重点措置」の適用の検討など、その時々の対処方針の議論を重ね、対策本部会議で示された方向性等に対して、その都度、県民のみなさんにお願いし、ご協力をいただいて参りました。現在、新型コロナウイルスの感染症法上の扱いは「2類相当」ですが、現在、新型コロナウイルスの感染症法上の扱いは「2類相当」ですが、**1月27日**に政府は「5月8日から5類感染症にする」と表明し、季節性インフルエンザと同じ扱いとなります。未だ低年齢者や高齢者の重症化リスクがある中での引き下げ決定に、不安を感じざるを得ませ

ん。これまで、患者に対応する医療機関は発熱外来などに限定されていましたが、今後は一般の医療機関において、コロナ患者とそれ以外の患者を同時に診察することとなります。医療現場で混乱を招くのではないかでしょうか?また今後、感染拡大が起きた際の対応はどうなるのでしょうか?神奈川県に対し、県民の皆様が混乱し不安にならないよう、医療団体・医療機関との調整等をしっかりと行うよう求めました。そのような状況の中、今シーズンの懸念材料は、専門家会議において、「新型コロナウイルス感染症と季節性インフルエンザの同時感染に注意が必要」と指摘されていることです。そこで神奈川県は、今シーズンの同時感染を何としても回避するため、「県民のみなさんへのお願い」を行っています。これまで同様に、手指消毒や混雑時のマスクの着用等の対策は継続していただきながら、「抗原検査キットの常備」・「解熱鎮痛剤の常備」・「発熱等の症状が出現した場合の行動フローの活用（裏面参照）」を行っていただきますようお願いします。



今から皆さんで取り組むこと 県民市民へのメッセージ



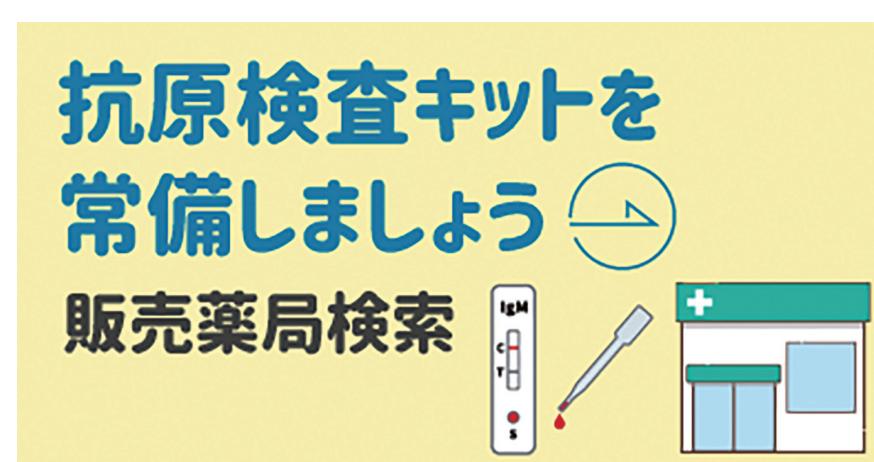
- 1 2価コロナワクチンとインフルエンザワクチン接種を積極的に検討しましょう
- 2 抗原検査キットを1人当たり2つ以上各家庭で常備して活用しましょう
- 3 解熱鎮痛剤を常備しましょう
- 4 発熱等の症状が出現した場合の行動フローを活用しましょう



抗原検査キット(医療用・一般用)の常備をお願いします

新型コロナウイルスの感染が拡大し、いつ感染するのか分からない状況となっています。今冬は、新型コロナウイルス感染症が、昨夏(第7波)以上に拡大し、**季節性インフルエンザと同時流行(同時感染)**が危惧されています。ご自身で新型コロナウイルスに感染しているかどうかを確認できるよう、**抗原検査キットを常備**していただければと思います。季節性インフルエンザ流行時には新型コロナウイルスの検査結果が陰性だった場合、季節性インフルエンザに罹患している可能性があります。**神奈川県のホームページで「抗原検査キット販売薬局(<https://www.pref.kanagawa.jp/docs/ga4/covid19/antigen-test3.html>)」を検索できます。**また、**療養期間中に食料品や日用品などが不足し困らないように、必要な**

ものを、目安として**1週間分程度を事前に準備**しておくことをお勧めします。「療養された方々のご意見では、経口補水液やスポーツ飲料などの**水分補給できる食品**や、レトルトのおかゆなどの**体調不良時に食べやすい食品**や、冷凍食品や缶詰、インスタントラーメンなどの**調理不要な食品**が役に立ったとの事です。また、神奈川県に対しては、抗原検査キットの購入を希望する方が、販売先を何か所も探し回ったり、待たされたりすることなく、すぐに購入できるよう、県内の薬局等に在庫を確保してもらうよう依頼するとともに、県民のみなさんには常備してもらうよう、周知を図ることを求めました。



オンライン診療の範囲が拡大しました

患者さんが医療機関や薬局に行かず、自宅等でスマートフォンやパソコン等を用いて、予約・問診・診察・処方・決済までを電話やインターネット上で行う診察・診療方法です。新型コロナウイルスの院内感染を含む感染防止のため、時限的・特例的な取り扱いとして、保険の適用対象となるオンライン診療の範囲が拡大され、服薬指導もオンラインで行うことが可能となっています。そのメリットは

【受付や会計の待ち時間の短縮】

【自宅等での診察が可能】

【院内感染・二次感染のリスクがない】

【自宅で薬の受取が可能】

です。まずは、「かかりつけ医等」にご相談ください。

「かかりつけ医等」をお持ちでない方は、**神奈川県のホームページで「オンライン診療に対応する医療機関(<https://www.pref.kanagawa.jp/docs/ga4/covid19/telemed-search.html>)」を検索できます。**また、神奈川県に対しては、オンライン

イン診療を受けることができる環境にない県民のみなさんへの対応や、高齢者や基礎疾患がある等のリスクがある方へは、オンライン診療ではなく、発熱外来(対面診療)で受診していくだけよう情報発信に努めるとともに、発熱外来の体制整備をしっかり行うよう求めました。

